

周南市特定福祉用具購入費 受領委任払 Q & A

【研修会・登録関係】

Q 市内ではなく、県内の福祉用具販売事業者が登録の対象となっているのはなぜですか。

A 市内の事業者数に限りがあり、実態として市外業者からの利用が多いため、登録対象を山口県の指定を受けた販売事業者としています。

Q 登録申請書はどのように記入したらいいですか。

A 山口県に届け出ている福祉用具販売事業所の登録と同じ内容で記入してください。

※代表者と口座名義は同一としてください。

【申請・審査関係】

Q 登録事業者が、被保険者の福祉用具の購入実績を知るにはどうしたらいいですか

A 過去に給付実績があった場合、今回の給付費から前回の給付費を除く必要があるため、担当のケアマネジャーを通じて市に確認をしてもらうようになります。(支給限度額は同一年度で10万円です。また一度福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の福祉用具については支給されません。ただし特別の事情がある場合もありますので購入される前に市に必ずご相談ください)

Q 受領委任払の対象として、判定する基準日はいつですか。

A 福祉用具購入日(領収書に記載ある日付)が基準日となります。

【支払い・通知関係】

Q 福祉用具購入後、登録事業者への振り込みはいつ頃になりますか。

A 市の振込日は月3回(5日、15日、25日)あり、申請書が市に提出された後、概ね1か月～1か月半後に振り込みます。また、被保険者ごとの給付額で振り込みます。

振込は、記帳にて確認してください。

振込予定日の1週間前に『受領委任払振込通知書』を各業者に通知しています。

【その他】

Q 領収書や内訳書などの添付書類のあて名は誰にしたらいいですか。

A 被保険者のための購入であることから、あて名はすべて被保険者名で記載してください。

Q 利用限度額を超過した場合、領収証の金額はどのように記載したらいいですか。

A 「保険給付対象額」の自己負担分＋保険給付対象外の金額を記載してください。（領収証はコピー可。）

例) 12万円の福祉用具を購入し、これまでに福祉用具の利用実績がない場合で、福祉用具購入費の10万円が介護給付対象となる場合。（負担割合1割の場合）

1万円（利用限度額10万円の1割分）＋2万円（10万円超過分）＝3万円

自己負担額の計算の仕方について

保険給付対象額 － 保険給付対象額 × 給付率（7～9割） ＝ 自己負担額

※保険給付額は小数点以下切り捨てになります。

複数の福祉用具購入する場合は、1点ごとに計算をしてください。

Q 登録事業者は、被保険者から受領委任制度の意向があった場合、断ることが出来ますか。

A 正当な理由なく断ることはできません

（場合によっては、期限付きで登録が取消しとなることがあります）。

なお、受領委任払を行わず償還払を行うには、被保険者の了承が必要です。

ただし、給付制限を受けている被保険者は受領委任払制度を利用できませんので、償還払での購入となります。

Q 支払い方法は受領委任払のみになりますか。

A 「償還払」及び「受領委任払」もできます。

Q 入所・入院中でも福祉用具の購入はできますか。

A 特定福祉用具購入は「在宅サービス」のため入院・入所中の利用はできません。退院・退所入されても、在宅に戻られたことが確認できない場合は給付ができませんのでご注意ください。

※病院や施設からの一時帰宅（外泊）の場合も給付ができませんので、必ず退院し在宅に戻られてからの申請をお願いいたします。

Q 福祉用具購入の対象について基準はありますか。

A 周南市では、原則として「公益財団法人テクノエイド協会」ホームページ

（<http://www.techno-aids.or.jp/>）の福祉用具情報システムにて、「販売」登録のあるものについて特定福祉用具販売の対象とみなします。

福祉用具情報システムに「販売」登録のないものについて申請を検討されている場合は、商品カタログ等を準備し市にご相談ください。